

事業概要

令和4年度版

香川県食肉衛生検査所

目 次

第一章 総 説

1	沿革	2
2	香川県食肉衛生検査所の位置及び施設の概要	3
	(1) 位置図	3
	(2) 施設の概要	4
3	所管区域及びと畜場所在地	6
	(1) 所管区域	6
	(2) と畜場所在地	6
4	事業内容と組織	7
	(1) 事業	7
	(2) 組織	7
	(3) 職員構成	7
5	主な業務内容	8
	(1) と畜検査	8
	(2) と畜場の衛生	8
	(3) 食品衛生	9
	(4) 食鳥検査及び食鳥衛生	9
6	と畜検査のながれ	10
7	令和4年度重点事業	11
8	と畜検査手数料	11
9	検査所の主な検査機器	12

第二章 事業の概要

1	と畜検査	15
	(1) と畜検査頭数	15
	(2) 疾病獣畜検査頭数	18
	(3) と畜検査の結果に基づく処分状況	19
	(4) 牛伝達性海綿状脳症 (BSE) 対策における指導状況	20
	(5) 精密検査	20
2	と畜場の衛生	23
	(1) と畜場における外部検証の実施状況	23
	(2) と畜場における衛生講習会の実施状況	23
	(3) 衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会の実施状況	24
3	食品衛生	25
	(1) 食品衛生関係施設の監視指導	25

	(2) 食品収去検査	25
4	食鳥検査及び食鳥衛生	27
	(1) 大規模食鳥処理場における食鳥検査状況	27
	(2) 認定小規模食鳥処理場における確認状況	27
	(3) 規模別監視指導件数	28
	(4) 大規模食鳥処理場における外部検証の実施状況	28
5	その他事業	29
	(1) 普及啓発	29
	(2) と畜検査結果のフィードバック	29
	(3) 証明書の交付	29
第三章 調査研究発表		30

第一章 総 説

1 沿 革

香川県食肉衛生検査所が設置される以前における本県のと畜検査業務は、保健所に所属していた獣医師が、乳肉・食品衛生・狂犬病予防業務等と並行して実施してきました。

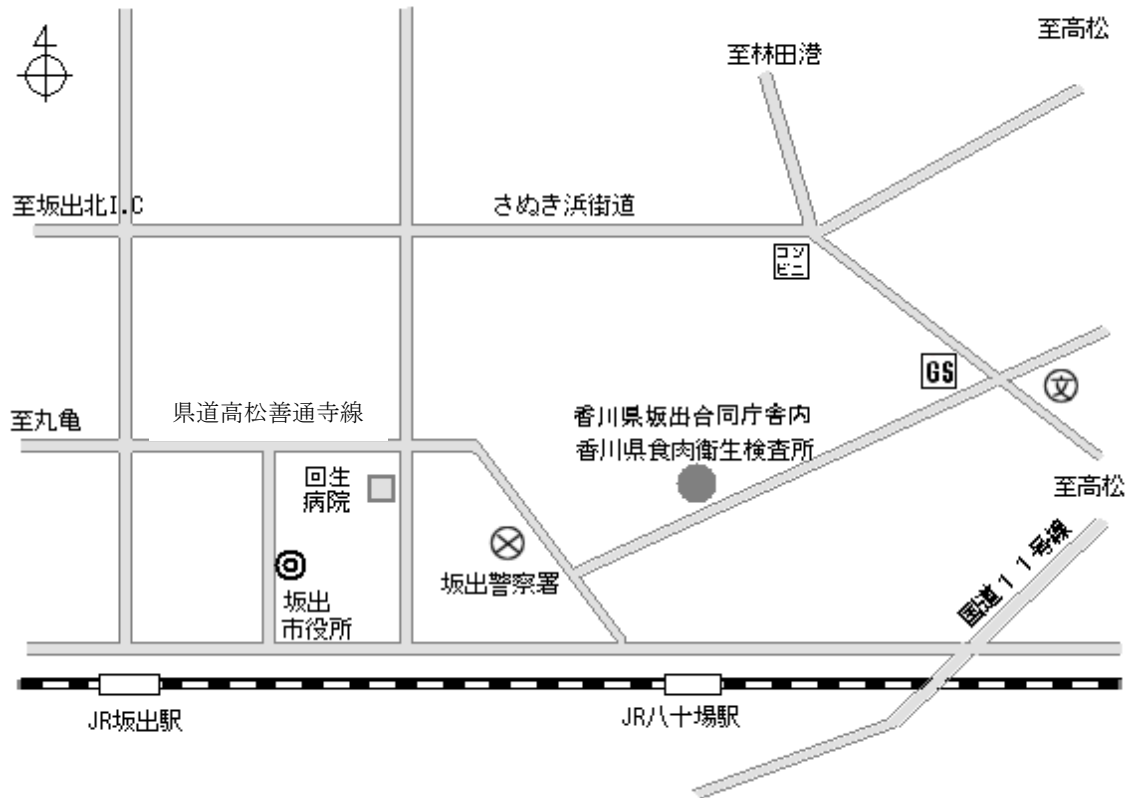
昭和40年以降、畜産物の需要・消費拡大に伴い、家畜の飼養形態が変化し、さらには流行性感冒やレプトスピラ症などの新型疾病の出現や疾病の多様化に伴い、と畜検査業務の見直しが迫られました。

このような状況を経て、と畜検査業務を独立させ、検査技術の向上と疾病対策をより専門的に行う機関として設置されました。

- | | |
|----------------|---|
| 1976年（昭和51年）4月 | 香川県食肉衛生検査所条例の施行により、地方行政機関として、香川県食肉衛生検査所を坂出市昭和町に設置
香川県食肉衛生検査所規則の施行により、管理課及び検査課の2課制で発足 |
| 1980年（昭和55年）6月 | 香川県食肉衛生検査所規則の改正により、精密検査課が設置され3課制となる |
| 1992年（平成4年）3月 | 財団法人香川県食鳥衛生検査センターが設立 |
| 1992年（平成4年）4月 | 食鳥検査業務の開始 |
| 1993年（平成5年）4月 | 香川県食肉衛生検査所規則の改正により、次長制を設ける |
| 1998年（平成10年）8月 | 坂出市江尻町に香川県坂出合同庁舎が竣工され、香川県食肉衛生検査所が同庁舎内へ移転 |
| 1999年（平成11年）4月 | 高松市の中核市移行に伴い、高松市食肉衛生検査所が設置され、高松市が所管外となる |
| 2013年（平成25年）4月 | 財団法人香川県食鳥衛生検査センターが公益財団法人として認定を受け、公益財団法人香川県食鳥衛生検査センターへ移行 |

2 香川県食肉衛生検査所の位置及び施設の概要

(1) 位置図



アクセス JR八十場駅から徒歩15分、車で5分
JR坂出駅から車で7分
坂出北I.Cから車で10分

所在地 香川県坂出市江尻町1355番地
香川県坂出合同庁舎内

TEL 0877(45)5132

FAX 0877(45)5893

(2) 施設の概要

(イ) 香川県坂出合同庁舎

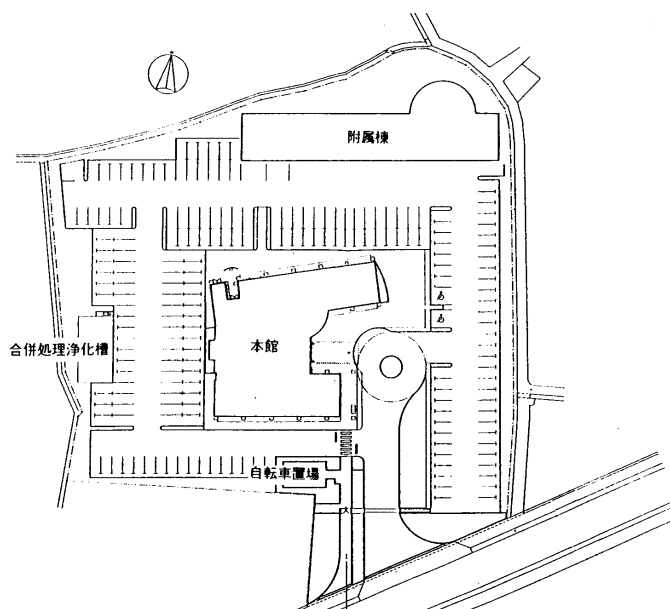
- 敷地面積 10,002 m²
- 庁舎概要

区分	構造	階数	延べ床面積
本館	鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1階 地上6階 塔屋2階	6,540.45 m ²
附属棟	鉄骨造	地上2階	942.75 m ²
自転車置場	鉄骨造	地上1階	60.00 m ²

- 階層別入庁機関

階数	入庁機関
6階	会議室
5階	食肉衛生検査所・(公財)香川県食鳥衛生検査センター
4階	食肉衛生検査所
3階	中讃土木事務所
2階	中讃土木事務所
1階	中讃土木事務所・中讃税務窓口センター
地階1階	書庫・図面保管庫

- 全体図

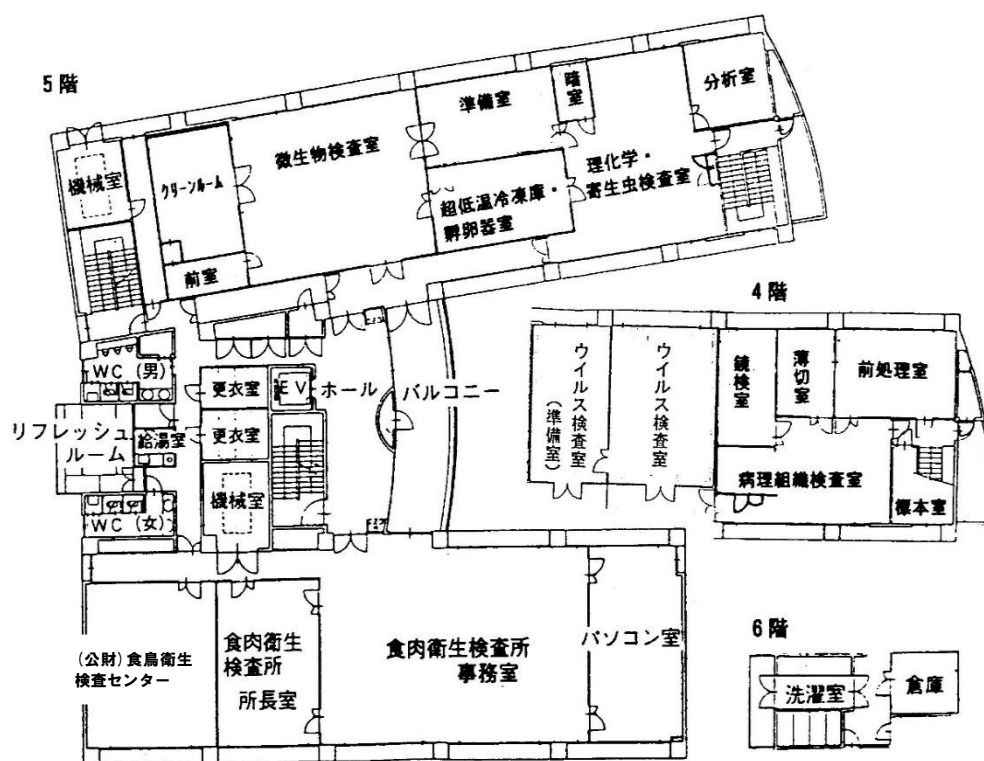


(ロ) 食肉衛生検査所

・建物専用面積

事務室	275.38 m ²
所長室	47.04 m ²
書庫・倉庫	32.34 m ²
検査室	494.41 m ²
微生物検査室	125.75 m ²
理化学・寄生虫検査室	102.48 m ²
病理組織検査室	108.03 m ²
ウイルス検査室	87.15 m ²
共有部分	71.00 m ²
更衣室	17.39 m ²
洗濯室	19.28 m ²
本館建物専用面積合計	885.84 m ²

・建物平面図



3 所管区域及びと畜場所在地

(1) 所管区域

県の区域(高松市を除く)

(2) と畜場所在地

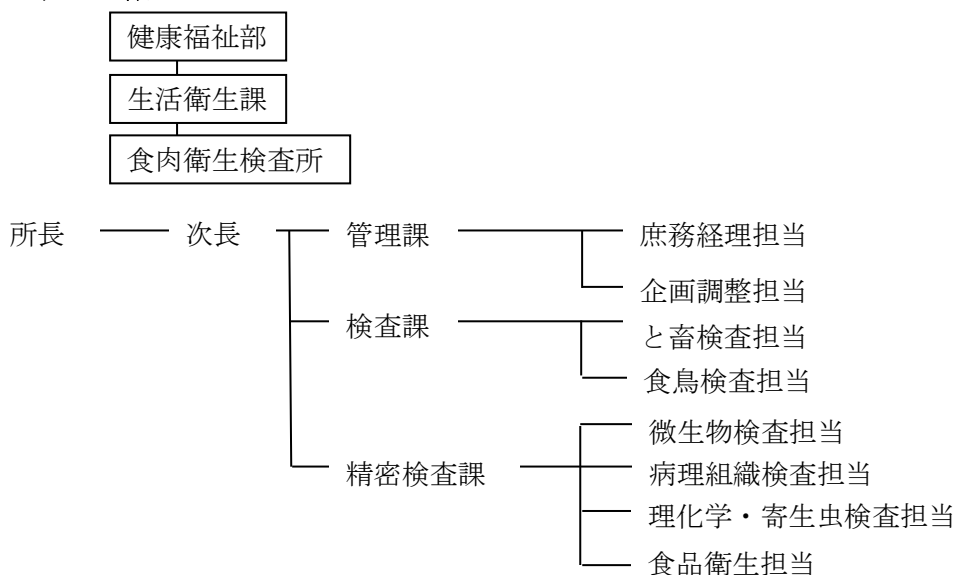
と畜場 番号	名称	所在地	開設年月日	処理能力 (豚換算頭数)
2	株式会社香川県畜産公社	坂出市昭和町二丁目 1-9	昭 61.7.11	800
5	香川県農業協同組合 東讃畜産振興センター 大川畜産センター	さぬき市長尾西 1881	平 12.4.1	600

4 事業内容と組織

(1) 事業

- ① 獣畜のとさつ、解体検査及び措置に関すること。
- ② 獣畜、食鳥の肉・内臓等の検査並びに試験研究に関すること。
- ③ と畜場、食鳥処理場及びその附属施設の衛生保持の監視指導に関すること。
- ④ 食品衛生法に基づく食肉、魚肉、食肉製品及び添加物の検査並びに食肉処理施設等の整備改善に関すること。
- ⑤ 獣畜、食鳥及び食肉に関する衛生統計並びに調査、研究に関すること。
- ⑥ 獣畜、食鳥等に関する衛生知識の普及及び向上に関すること。

(2) 組織



(3) 職員構成

R4. 11. 30 現在

	事務	技術 (獣医師)	定数外職員			計
			(獣医師)	(薬剤師)	その他	
所長		1				1
次長		1				1
管理課	3	1				4
検査課		4	9			13
精密検査課		3	1	1		5
計	3	10	10	1		24

5 主な業務内容

(1) と畜検査

と畜場法に基づく検査対象は、牛、馬、豚、めん羊、山羊であり、と畜検査員が疾病及び異常の有無について、と畜場に搬入される1頭ごとに生体検査、解体検査（解体前・後検査をいう）を行い、必要に応じて精密検査を実施する。検査結果に基づき合格であれば検印を押し、必要に応じてとさつ解体禁止や全部又は一部廃棄の措置をとる。

● 生体検査

獣畜の生前の状態が食用として適当か否かを検査し、異常のないときは、とさつを認める。

疾病獣畜（疾病にり患していることが明らかな獣畜及び生体検査において疾病にり患していることが明らかになったもの）については隔離所に移し精密検査を行う。望診等及び精密検査により、重大な伝染病等が疑われるときはとさつを禁止し、重大な伝染病等の疑いがない疾病獣畜は、病畜と室でのとさつを認める。

● 解体検査

とさつ、解体された獣畜が食用として適当か否かを検査し、その結果、法令に定められた部分的な異常を認めた場合は、その部分を、全身的な異常を認めた場合は、その全部を廃棄する。

病畜と室でとさつ、解体された獣畜についても、同様の検査を行う。

● 精密検査

生体検査、解体検査を経て、なお必要なときは、さらに微生物学的、病理組織学的及び理化学・寄生虫学的な精密検査を実施し、食用に供することが適当か否かの判定を行う。

(2) と畜場の衛生

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）により、と畜場法が改正され、令和3年6月より、と畜場において HACCP に基づく衛生管理を実施するとともに、と畜業者はと畜検査員による衛生管理計画及び手順書の確認並びに施設の衛生管理の実施状況の確認（以下「外部検証」とする。）を受けることが義務化された。

外部検証については「と畜検査及び食鳥検査員による外部検証の実施について（令和2年5月28日付け生食発0528第1号）」に基づき、外部検証実施計画（以下「実施計画」とする。）を策定し、各と畜場の衛生管理計画及び手順書の確認、衛生管理の実施記録の確認、現場での実施状況の確認並びに衛生指標菌を用いた微生物試験を実施し、と畜場の構造設備、機械器具、使用水、排水、不可食部分を含む廃棄物、薬品・洗浄剤、ねずみ・昆虫対策の確認、生体、とさつ・解体中のとたい、枝肉、内臓等の最終製品の衛生的な取扱いの確認、とさつ・解体工程及び衛生管理に携わると畜場の従事者の作業の実施状況及び教育訓練状況の確認並びに衛生管理計画、手順書、衛生管理の実施

記録、従業員の衛生教育実施記録その他関連文書の確認を行う。

また、定期的開催する衛生講習会において、衛生管理責任者や作業衛生責任者の資質の向上を図るとともに、作業従事者をはじめ関係者に対し、食肉等の衛生的な取扱いの普及を図る。

(3) 食品衛生

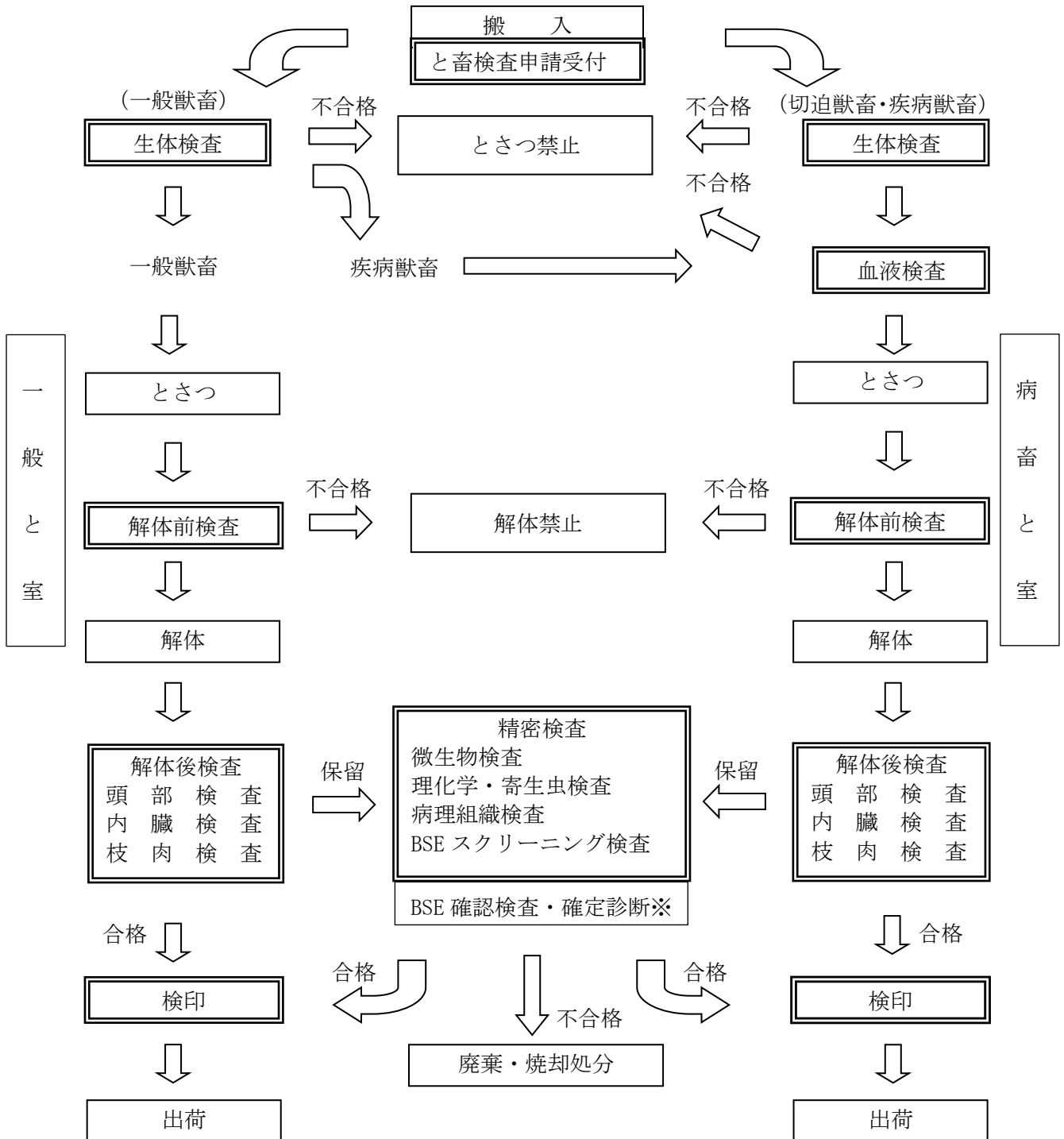
食品衛生法に基づき、食肉等の衛生確保並びにと畜場に関連した食肉処理施設及び食肉製品製造施設の監視指導を行うとともに、当該施設で製造された食肉製品等の取去検査を実施する。

(4) 食鳥検査及び食鳥衛生

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、指定検査機関の行う食鳥検査の状況及び確認状況、並びに認定小規模食鳥処理場における確認状況を把握するとともに、食鳥処理場の監視指導を行う。

また、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）により、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が改正され、令和3年6月より、食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く）はHACCPに基づく衛生管理を実施するとともに、食鳥検査員による外部検証を受けることが義務化された。外部検証についてはと畜場と同様に実施計画に基づき、食鳥処理場の衛生管理計画及び手順書の確認、衛生管理の実施記録及び現場での実施状況の確認、並びに衛生指標菌を用いた微生物試験を実施する。

6 と畜検査のながれ



BSEスクリーニング検査は、伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき実施

※ 確認検査・確定診断は、国の機関に検体を送付し、実施

7 令和4年度重点事業

- 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）により、と畜場法が改正され、と畜場においてHACCPに基づく衛生管理が令和3年6月に導入された。これに伴い、HACCP導入のと畜場に対して、衛生管理計画及び手順書に基づき、外部検証を実施し、HACCPの効果的な運用と衛生意識の向上に努めた。
- 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）により、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が改正され、食鳥処理場においてHACCPに基づく衛生管理又はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が令和3年6月に導入されたことから、食鳥処理場に対してHACCP及びHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の効果的な運用と衛生意識の向上に努めた。
- 県内の教育機関等へ臓器標本の貸出しを実施し、当所の業務内容と食肉衛生に関するチラシを配布して、食の安全・安心に関する普及啓発を実施した。

8 と畜検査手数料

と畜検査手数料（1頭当たり）

（単位：円）

畜種別		牛・馬	生後 1年未満 の牛	生後 1月未満 の乳用牛	豚	めん羊 山羊	生後 1月未満 の山羊	備考
金額	時間内	500	300	150	200	60	20	平成4年 4月1日 改正
	時間外	1,000	600	300	400	120	40	

（注）時間内とは、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭23年、法178）に規定する休日以外の日において、午前8時30分から午後5時15分の間に行う場合をいう。

9 検査所の主な検査機器

BSE関係			
マイクロプレート ウォッシャー	TECAN hydroflex	プレートインキュベーター	福島 FMU-052I
	Thermo Labsystems Wellwash 4MK2		福島 FMU-051I
マイクロプレートリーダー	TECAN サンライズリモート	8チャンネルピペット	ThermoLabsystems 50-300ml
	TECAN サンライズレインボ ーサーモ	恒温水槽	アズワン サーマルロボ TR-3A
細胞破碎機	安井器械 MB524TMA	電子天秤	Sartorius CP423S-OCE
	Thermo Savant FastPrep FP120	冷蔵ショーケース	DAIWA DC-ME50A-EC
微量高速心機	日立 himac CF15R	サーモアルミバス	IWAKI ALB-221

微生物関係			
インキュベーター	日立 CRB-32A	超音波洗浄流し台	ダルトン IUC-7321N
	大和 CDB-32A	ゲル撮影装置	タイテック(株) GP2000i-B
	大和 CDB-14A		タイテック(株) EU-500Mセット
ウォーターバス	THOMAS T-22LA	PCR装置	Takara PCR Thermal Cycler
高圧滅菌器	HIRAYAMA HV-50	リアルタイムPCR装置	Takara Thermal Cycler Dice Real Time System Lite
超低温フリーザ	パナソニック MDF-U384-PJ	ペトリフィルムプレートリ ーダー	3M 6499
低温フリーザ	パナソニック MDF-U443-PJ	マイクロ冷却遠心機	KUBOTA 3780
安全キャビネット	ダルトン NSC-2A-900	生物顕微鏡・デジタルカメ ラシステム	ニコン ECLIPSE Ci ライカ MC120 HD

令和4年度香川県食肉衛生検査所事業概要

病理組織関係			
写真撮影装置	杉研商事 (株) MPS-2	卓上型プッシュプル換気装置オープンドラフト	興研 (株) HD-01
自動振盪器	タイテック (株) NR-80	自動染色装置	サクラ DRS2000
密閉式自動固定包埋装置	サクラ VIP-5-Jr-J0	蛍光顕微鏡	Nikon E600
パラフィンブロック作製装置	サクラ Tissue・Tec TEC プラス	ディスカッション顕微鏡	オリンパス BX43
スライディングマイクロトーム (電動式)	HM450	顕微鏡用デジタルカメラ	Nikon DXM1200
パラフィン伸展器	サクラ PS-M	クリオスタット	ライカマイクロシステムズ CM1860UV
	サクラ PS-53	電子天秤	島津製作所 BL-3200S

理化学・寄生虫関係			
臨床化学分析機器	富士 ドライケム 3500S	ホモジナイザー	オムニ GLH
全自動血球計数器	日本光電 MEK-6558		ヒスコトロン NS-52
高速液体クロマトグラフィ	島津製作所 Nexera lite システム		エクセルオート ED-3
分光光度計	レシオビーム U-5100	遠心分離機	KUBOTA 2410
三眼実体顕微鏡	EMTR-4PBH/10	卓上超音波洗浄器	シャープ UT-106
迅速 COD 測定器	セントラル科学 HC-607 型	pH メーター	HORIBA D-72S
減圧乾固用真空ポンプシステム	バキュームシステム V-700	低温恒熱器	タバイエスペック PU-1K 型

その他			
食品放射能検査システム	ベルトールドジャパン(株) LB2045		

第二章 事業の概要

1 と 畜 検 査

(1) と畜検査頭数

検査頭数は、171,695頭（牛6,556頭、豚165,139頭）であり、前年度（178,722頭）と比較すると全体では約3.93%（7,027頭）減少した。畜種別では、牛は348頭増加し、豚は7,375頭減少した。

産地別では、牛は、県内産1,866頭、県外産4,690頭であり、県外産では、岡山県2,701頭、栃木県708頭が主な地域である。豚は、県内産42,742頭、県外産122,397頭であり、県外産では広島県47,818頭、愛媛県47,484頭が主な地域である。

県内のと畜場の延べ開場日数は、466日であり、と畜場別では、株式会社香川県畜産公社239日、香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター227日であった。

今年度は、と畜場外におけると畜検査は行われなかった。

(イ) 年度別・畜種別検査頭数

(単位：頭)

畜種 年度	牛	子牛		馬	豚	めん 山 羊	合 計
		生後1年 未満の牛	生後1月 未満の 乳用牛				
30	6,396	0	0	0	158,910	0	165,306
元	6,381	2	0	0	156,708	0	163,091
2	6,185	2	0	0	164,393	0	170,580
3	6,208	0	0	0	172,514	0	178,722
4	6,556	0	0	0	165,139	0	171,695

(ロ) と畜場別・畜種別検査頭数

(単位：頭)

と畜場	畜種 牛	子牛		豚	合計
		生後1年未満の牛	生後1月未満の乳用牛		
株式会社香川県畜産公社	6,556	0	0	93,937	100,493
香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター				71,202	71,202
合計	6,556	0	0	165,139	171,695

(ハ) 月別・と畜検査手数料別検査頭数

(単位：頭)

時間 月	畜種 牛		子牛				豚		合計
	内	外	生後1年未満の牛		生後1月未満の乳用牛		内	外	
4	553	0	0	0	0	0	13,302	0	13,855
5	525	0	0	0	0	0	12,846	0	13,371
6	536	0	0	0	0	0	12,496	0	13,032
7	520	0	0	0	0	0	12,995	0	13,515
8	532	0	0	0	0	0	12,582	0	13,114
9	496	0	0	0	0	0	13,567	0	14,063
10	433	0	0	0	0	0	14,814	0	15,247
11	685	0	0	0	0	0	15,710	0	16,395
12	581	0	0	0	0	0	14,817	0	15,398
1	566	0	0	0	0	0	14,862	0	15,428
2	531	0	0	0	0	0	12,720	0	13,251
3	598	0	0	0	0	0	14,428	0	15,026
合計	6,556	0	0	0	0	0	165,139	0	171,695

(二) 年度別・と畜場別・畜種別検査頭数

(単位：頭)

畜種 と畜場 年度	牛	子牛		豚	
		生後 1年未満 の牛	生後 1月未満 の乳用牛	株 式 会 社 香 川 県 畜 産 公 社	香川県農業協同組合 東讃畜産振興センタ ー大川畜産センター
25	7,949	4	0	80,543	76,879
26	8,433	7	0	81,604	66,516
27	7,612	7	0	81,057	65,607
28	6,943	1	0	81,144	66,754
29	6,441	1	0	79,665	66,483
30	6,396	0	0	87,018	71,892
元	6,381	2	0	91,444	65,264
2	6,185	2	0	91,097	73,296
3	6,208	0	0	97,731	74,783
4	6,556	0	0	93,937	71,202

※ 牛・子牛：株式会社香川県畜産公社

(ホ) と畜場別開場日数

(単位：日)

と畜場 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
株 式 会 社 香 川 県 畜 産 公 社	20	19	22	20	20	20	20	20	18	19	19	22	239
香川県農業協同組 合東讃畜産振興セ ンター大川畜産セ ンター	19	19	17	18	20	18	20	20	19	18	18	21	227
合 計	39	38	39	38	40	38	40	40	37	37	37	43	466

(へ) と畜場別延べ検査員数

(単位：人)

と畜場	月												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
株式会社 香川県畜産公社	220	198	219	192	187	189	188	196	180	186	193	212	2,360
香川県農業協同 組合東讃畜産振 興センター大川 畜産センター	76	77	68	73	80	73	80	79	75	73	72	84	910
合 計	296	275	287	265	267	262	268	275	255	259	265	296	3,270

(2) 疾病獣畜検査頭数

疾病獣畜の検査頭数は50頭で、総検査頭数に占める比率は約0.03%であった。

畜種別・と畜場別・月別

(単位：頭)

畜種	と畜場	月												合計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
牛	株式会社 香川県畜産公社	4	5	3	3	5	4	9	4	5	2	3	3	50
	株式会社 香川県畜産公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	株式会社 香川県畜産公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	香川県農業協同 組合東讃畜産振 興センター大川 畜産センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		4	5	3	3	5	4	9	4	5	2	3	3	50

(3) と畜検査の結果に基づく処分状況

とさつ禁止及び解体禁止処分はなかった。

全部廃棄頭数は 457 頭（牛 12 頭、豚 445 頭）で、前年度と比較して 55 頭増加し、検査頭数に占める全部廃棄頭数の比率は 約 0.27%であった。

一部廃棄件数は 149,498 件（牛 5,478 件、豚 144,020 件）であった。

なお、家畜伝染病予防法に基づき、牛伝染性リンパ腫、豚丹毒等の届出伝染病については、家畜保健衛生所に届出を行った。

(イ) 獣畜のとさつ禁止または廃棄したものの原因

別添(巻末掲載)を参照

(ロ) 全部廃棄頭数

総括表

(単位：頭)

病名 畜種	豚 丹 毒	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	腫 瘍	水 腫	リン パ 腫	牛 伝 染 性	そ の 他	合 計
牛		0	3	1	3	0	1	3		1	12
子牛		0	0	0	0	0	0	0		0	0
豚	29	374	35	0	5	1	1			0	445

株式会社香川県畜産公社

病名 畜種	豚 丹 毒	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	腫 瘍	水 腫	リン パ 腫	牛 伝 染 性	そ の 他	合 計
牛		0	3	1	3	0	1	3		1	12
子牛		0	0	0	0	0	0	0		0	0
豚	14	348	28	0	5	1	1			0	397

香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター

病名 畜種	豚 丹 毒	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	腫 瘍	水 腫	リン パ 腫	牛 伝 染 性	そ の 他	合 計
豚	15	26	7	0	0	0	0			0	48

(ハ) 一部廃棄件数

総括表

畜種	実頭数	疾病別件数					計
		細菌病	ウイルス・リケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他	
牛	3,810	3	0	0	1	5,474	5,478
子牛	0	0	0	0	0	0	0
豚	131,411	0	0	0	6,445	137,575	144,020

株式会社香川県畜産公社

畜種	実頭数	疾病別件数					計
		細菌病	ウイルス・リケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他	
牛	3,810	3	0	0	1	5,474	5,478
子牛	0	0	0	0	0	0	0
豚	72,895	0	0	0	5,783	76,331	82,114

香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター

畜種	実頭数	疾病別件数					計
		細菌病	ウイルス・リケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他	
豚	58,516	0	0	0	662	61,244	61,906

(4) 牛伝達性海綿状脳症 (BSE) 対策における指導状況

と畜場における BSE 対策の一つとして、牛の扁桃等の特定部位の除去・焼却が義務付けられている。それらの作業状況及び除去部位の保管並びに処分状況を確認し、助言、指導等を行った。

(5) 精密検査

精密検査延べ頭数は、130 頭だった。

精密検査の結果、62 頭 (牛 10 頭、豚 52 頭) の全部廃棄処分をした。

(イ) 牛伝達性海綿状脳症 (BSE) のスクリーニング検査

スクリーニング検査対象に該当する獣畜はなかった。

(ロ) 微生物検査

血液検査が必要と判断された50頭について、血液塗抹のグラム染色及びレビーゲル染色を実施した。また、解体後検査で敗血症、豚丹毒等の微生物性疾病を疑った117頭について病原微生物の分離・同定検査を実施した。

① 血液細菌検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数	備考
牛	50	100	グラム、レビーゲル染色
豚	0	0	〃
合計	50	100	

② 病原微生物の分離検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数			全部廃棄頭数
		敗血症	豚丹毒	その他	
牛	4	4		0	3
豚	113	31	82	0	52
合計	117	35	82	0	55

※検査重複あり

(ハ) 病理検査

血液検査が必要と判断された50頭について、血液の形態学的検査及び白血球百分率を実施した。さらに、腫瘍等、病理組織学的検査を必要と認めた獣畜及び解体検査時発見された特異病変について6頭検査した。

① 血液病理検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数	備考
牛	50	50	血液の形態学的検査、白血球百分率
豚	0	0	〃
合計	50	50	

② 病理組織学的検査

項目 畜種	実頭数	検査件数	全部廃棄頭数
牛	4	37	3
豚	2	9	1
合計	6	46	4

③ 疾病名別頭数

項目 畜種	牛伝染性 リンパ腫	腫瘍	炎症	変性萎縮	結核	その他	合計
牛	3(3)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(3)
豚		0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(0)	2(1)
合計	3(3)	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	1(0)	6(4)

(注) () 内は全部廃棄頭数

(二) 理化学・寄生虫検査

血液検査が必要と判断された獣畜や、生体検査及び解体検査で尿毒症、黄疸を疑ったもの58頭について検査した。

検査の種類	畜種	実頭数	検査件数	全部廃棄頭数	検査項目
血液成分	牛	50	400		RBC, WBC, HCT, HGB, MCV, MCH, MCHC, PLT
	豚	0	0		
黄疸	牛	4	7	3	血清中、肝臓中の総ビリルビン量
	豚	1	1	0	
尿毒症	牛	3	7	1	血清、眼房水中の尿素窒素量・クレアチニン量
	豚	0	0	0	
合計	牛	57	414	4	
	豚	1	1	0	
	計	58	415	4	

※検査重複あり

2 と畜場の衛生

(1) と畜場における外部検証の実施状況

当所で策定した外部検証実施計画に基づき、各と畜場の衛生管理計画及び手順書の確認、衛生管理の実施記録の確認及び現場での実施状況の確認並びに衛生指標菌を用いた微生物試験を実施した。

また実施頻度については、現場検査（作業開始前及び作業中）は原則開場日毎に、記録検査及び微生物試験は月に1回とした。

(イ) 現場検査（実施回数）

と畜場 年度	株式会社 香川県畜産公社 (大動物解体室)	株式会社 香川県畜産公社 (小動物解体室)	香川県農業協同組合 東讃畜産振興センター 大川畜産センター
令和4年度	198	233	224

(ロ) 記録検査（実施回数）

と畜場 年度	株式会社 香川県畜産公社	香川県農業協同組合 東讃畜産振興センター 大川畜産センター
令和4年度	12	12

(ハ) 微生物試験

種別	項目	実頭数	検体数	検査件数	項目別検査件数	
					一般生菌数	腸内細菌科菌群数
枝肉	牛	60	60	120	60	60
	豚	120	120	240	120	120
合計		180	180	360	180	180

(2) と畜場における衛生講習会の実施状況

と畜場に対し、施設の衛生確保や食肉の取扱い等について重点的に指導するとともに、と畜場関係者に対して衛生講習会を実施し、衛生意識の向上に努めた。

なお、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）により、と畜場法が改正され、令和3年6月から、全てのと畜場においてHACCPに基づく衛生管理が導入されたことに伴い、HACCPを効果的に運用するために、外部検証の結果のフィードバックを中心とした講習内容とした。

と畜場	開催日	参加者数	講習対象者
株式会社 香川県畜産公社	令和4年7月26日	40	と畜場設置者・従業員 食肉関係事業者

(3) 衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会の実施状況

と畜場法第7条第5項第3号（第10条第2項の規定により読み替えて準用する場合も含む。）の規定に基づく衛生管理責任者及び作業衛生責任者の資格要件に係ると畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会を高松市と協力して開催した。

開催日：令和4年10月2日、9日、16日及び23日

6時間×4回

開催場所：高松市香南町由佐農村環境改善センター

受講修了者数：衛生管理責任者養成講習会5名、作業衛生責任者養成講習会12名

3 食 品 衛 生

(1) 食品衛生関係施設の監視指導

と畜場に併設された食品衛生法の営業許可施設のうち、当所に監視権限がある5施設に対し、施設の衛生確保や食品の取扱い等について重点的に指導した。監視指導延べ施設数は20施設であった。

特に衛生的な取扱いが要求される夏季及び流通量の増加する年末においては、一斉監視指導を行った。

R5.3.31 現在

業種 項目	食肉処理業	食肉製品 製 造 業	合 計	備 考
施 設 数	4	1	5	
監 視 指 導 延べ施設数	16	4	20	

(2) 食品収去検査

食肉及び食肉製品を収去し、規格基準について検査した。

夏季及び年末に食肉製品について、微生物学的検査を実施した。

また、畜水産食品の残留有害物質モニタリング事業として、主に県内産の牛肉、豚肉及び鶏肉、48検体について残留有害物質の定性検査を実施、33検体について残留有害物質の定量検査を実施した。

また、食品の安全・安心を確保するため、と畜場に搬入された牛の筋肉について放射性セシウムのサンプリング検査を実施した。

(イ) 食肉製品の微生物学的検査

項目 品名	検 査 検体数	検 査 件数	不 適 件 数					備 考
			<i>E. coli</i>	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	大腸菌群	クロストリジウム属菌	
食 肉 製 品 (加熱後包装)	6	18	0	0	0			
食 肉 製 品 (包装後加熱)	0	0				0	0	
合 計	6	18	0	0	0	0	0	

(ロ) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

① 定性検査（簡易検査法）

項目 食肉の種類	検査 検体数	検査 件数	部位別陽性数			備考
			腎臓	筋肉	肝臓	
牛	18	18		0		
豚	12	12		0		
鶏	18	18		0		
計	48	48		0		

② 定量検査（高速液体クロマトグラフィー）

項目 食肉の種類	検査 検体数	検査 件数	部位別陽性数			備考
			腎臓	筋肉	肝臓	
牛	12	12		0		
豚	12	12		0		
鶏	9	9		0		
計	33	33		0		

(ハ) 食肉の放射性セシウム検査

項目 食肉の種類 (部位)	検査 検体数	検査 件数	検査結果	
			基準値以上	基準値未満
牛（筋肉）	8	8	0	8※

基準値：100 Bq/kg

※ すべて定量限界（概ね10Bq/kg）未満

4 食鳥検査及び食鳥衛生

(1) 大規模食鳥処理場における食鳥検査状況

大規模食鳥処理場（年間処理羽数が30万を超える施設をいう。）の検査羽数は3,635,383羽であり、前年度（3,688,103羽）から約1.4%（52,720羽）減少した。

検査羽数	3,635,383								
	ブロイラー			成 鶏			あひる		
	3,635,383			0			0		
区分	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
処 分 実羽数	3,229	39,531	81,792	0	0	0	0	0	0

(注) 禁止：とさつ禁止及び内臓摘出禁止

(財)香川県食鳥衛生検査センター資料

(2) 認定小規模食鳥処理場における確認状況

認定小規模食鳥処理場の食鳥処理確認総羽数は1,230,916羽であり、前年度(1,161,415羽)から約6.0%（69,501羽）増加した。

処理形態の区分 ※1		イ・ロ	ロ	イ	計
施設数		12	4	0	16
種 類	成 鶏	952,346	0	0	952,346
	ブロイラー	276,487	848	0	277,335
	あいがも	120	0	0	120
	う骨鶏	1,115	0	0	1,115
確認総羽数		1,230,068	848	0	1,230,916
基準適合羽数		1,222,193	155	0	1,222,348
基準不適合羽数		7,875	693	0	8,568

(※1) イ：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5項イに掲げる食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去する行為

ロ：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5項ロに掲げる食鳥とたいの内臓を摘出する行為

イ・ロ：上記イ及びロの行為

(3) 規模別監視指導件数

食鳥処理場（大規模食鳥処理場1施設、認定小規模食鳥処理場16施設）に対し、施設の衛生保持や食鳥とたい等の取扱い等について監視指導した。外部検証も含めた監視指導延べ件数は36件（大規模食鳥処理場9件、認定小規模食鳥処理場27件）であった。

種別	項目 施設数	監視延べ件数	指導件数					合計
			施設の衛生的管理	食鳥肉等の衛生的管理	従業者の衛生管理	構造設備に関すること	その他	
大規模食鳥処理場	1	9	8	6	0	2	9	25
認定小規模食鳥処理場	16	27	1	0	0	0	2	3

(4) 大規模食鳥処理場における外部検証の実施状況

当所で策定した外部検証実施計画に基づき、大規模食鳥処理場の衛生管理計画及び手順書の確認、衛生管理の実施記録の確認及び現場での実施状況の確認並びに衛生指標菌を用いた微生物試験を実施した。

また実施頻度については、現場検査（作業開始前及び作業中）及び記録検査、微生物試験を原則月に1回とした。

(イ) 現場検査及び記録検査

年度	現場検査	記録検査
令和4年度	9	9

(回数)

(ロ) 微生物試験

食鳥とたいの切り取り検査を実施した。

種別	項目 のべ検査件数	微生物試験件数※		
		一般生菌数	腸内細菌科菌群数	カンピロバクター属菌
大規模食鳥処理場	120	40	40	40

※5羽/件

5 そ の 他 事 業

(1) 普及啓発

食肉の衛生に関する知識の普及啓発及び食肉衛生検査所の業務内容を周知するために、県内の学校及び教育機関等を対象として、臓器標本を用いた普及啓発活動を実施した。

貸出先				対象者数 合 計
中学校		高等学校		
学校数	生徒数	学校数	生徒数	
4	901	0	0	901

(2) と畜検査結果のフィードバック

と畜検査申請者及び県内の家畜保健衛生所に、と畜検査結果の詳細な情報を還元し、家畜の生産性の向上及び食肉の安全性の確保を図った。

	提供者数	提供回数
と畜検査申請者	3	48
家畜保健衛生所	1	12
計	4	60

(3) 証明書の交付

タイ向け輸出牛肉を取り扱う認定と畜場等において処理された牛についての食肉衛生証明書を、申請者に対して交付した。また、と畜検査に合格した牛及び豚についてのと畜検査証明書を、申請者に対して交付した。

	交付申請者数	交付件数
対タイ食肉衛生証明書	1	1
と畜検査証明書	3	36

第三章 調査研究発表

牛の全身性腫瘍の一症例

香川県食肉衛生検査所 鎌野 陽、多田 芽生、寺嶋 昌宏[※]、今川 哲
※)現 香川県東部家畜保健衛生所

【はじめに】

と畜検査において特定の臓器で腫瘍を疑う所見を確認した場合、他臓器やそれに伴う全身のリンパ節及び枝肉の状態を精査したのち、一部廃棄や全部廃棄の措置を行っている。今回、当所所管のと畜場で牛の全身のリンパ節に腫脹を多数認めた症例に遭遇し、病理組織検査を実施したのでその概要を報告する。

【材料及び方法】

当該牛は、黒毛和種、雌、99ヵ月齢で、腰椎損傷と診断され、令和3年4月26日に当所所管のと畜場に病畜として搬入された。生体所見で起立不能、削瘦を認めた。解体後検査で下顎リンパ節、縦隔リンパ節、浅頸リンパ節、内腸骨リンパ節、浅鼠径リンパ節の著明な腫脹がみられ、断面の分葉構造を認めた。各リンパ節及び心臓、肝臓、腎臓を20%中性緩衝ホルマリン液で固定し、定法に従いパラフィン切片を作製したのちヘマトキシリン・エオジン染色、と銀染色を行った。また、内腸骨リンパ節及び心臓は、CD3（ニチレイ）、CD79 α （ニチレイ）、CD68（ニチレイ）を一次抗体として、免疫組織化学染色を行った。

【成績】

肉眼所見としては、下顎リンパ節、縦隔リンパ節、浅頸リンパ節、内腸骨リンパ節、浅鼠径リンパ節において胡桃大から小児頭大の腫脹が認められた。下顎リンパ節の断面は暗赤色を呈し、周囲の組織との境界は明瞭で、分葉構造を認めた。断面の分葉構造は、縦隔リンパ節、内腸骨リンパ節(写真1)においても同様に認めた。

組織所見としては、各リンパ節のリンパ小節において、明調で不定形の核を有し、核小体は1~2個、エオジン好性の細胞質を少量認める細胞(写真4矢印)が細網繊維の密な領域(写真3左下・右上部分)からび漫性に浸潤する像と、明調で円形~楕円形の核小体を有し、核小体は1~2個、細胞質をほとんど有さないリンパ球様細胞(写真5矢印)が細網繊維の疎な領域(写真3中央部分)からび慢性に浸潤する像が見られた。また、心筋細胞の間隙にリンパ球様細胞の浸潤像が認められた。

基本構造が比較的保存されていた内腸骨リンパ節及び心臓に免疫組織化学染色を実施した結果、内腸骨リンパ節の細網繊維の密な領域から浸潤した細胞はCD68に陽性、細網繊維の疎な領域からのリンパ球様細胞はCD79 α に陽性を示し、CD3は陰性であった。また、心筋細胞の間隙にみられたリンパ球様細胞は、楕円形の核を有する細胞はCD79 α に陽性を示し、明調で不定形の核を有する細胞はCD68に陽性を示した。(表参照)

【考察】

これらの結果から、内腸骨リンパ節の組織病変についてはマクロファージの反応性増殖のみられたリンパ腫と診断し、当該牛を主要臓器やリンパ節の所見から牛伝染性リンパ腫と診断した。今後、全身性腫瘍を疑う症例に対して的確な診断を実施するために、症例検

討等を重ね、精度の向上に努める必要があると思われた。

表. 成績 (まとめ)

臓器	肉眼所見	組織所見			
		HE 染色	免疫染色		
			CD68	CD79 α	CD3
心臓	著変なし	心筋細胞間に腫瘍細胞が浸潤	+	+	—
内腸骨リンパ節	著明な腫脹、分葉構造	腫瘍細胞がびまん性に増殖			



写真1 内腸骨リンパ節

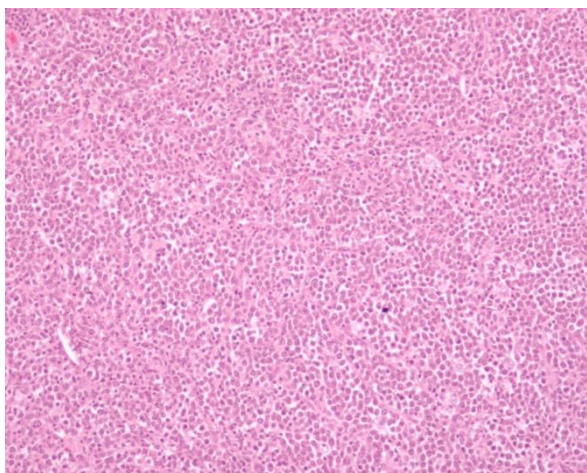


写真2 内腸骨リンパ節 弱拡大 (HE 染色)

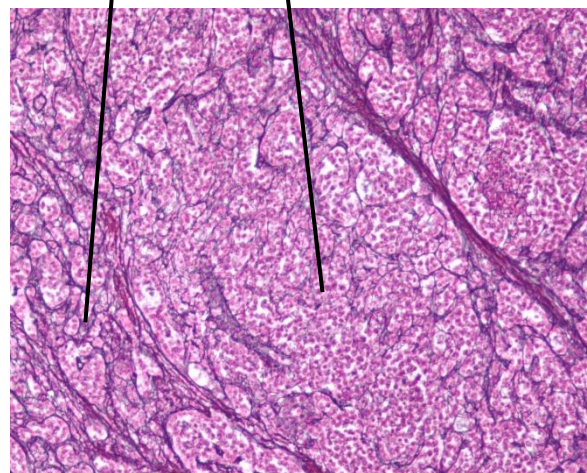


写真3 内腸骨リンパ節 弱拡大 (と銀染色)

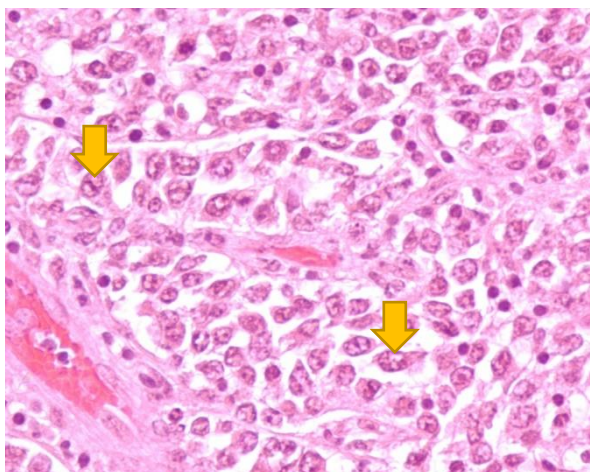


写真4 内腸骨リンパ節 強拡大 (HE 染色)
細網繊維の密な領域

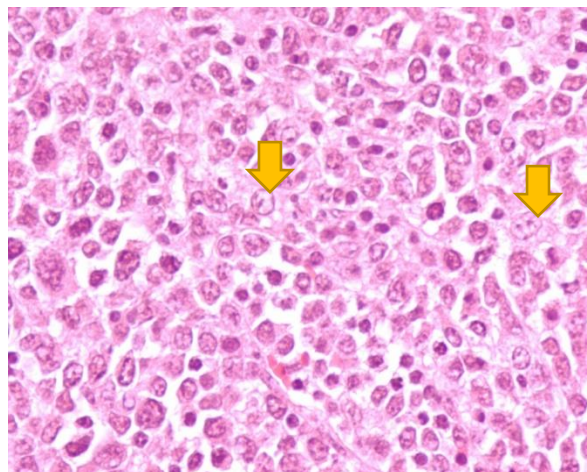


写真5 内腸骨リンパ節 強拡大 (HE 染色)
細網繊維の疎な領域

食鳥処理場に対する外部検証の実施状況について

香川県食肉衛生検査所 宮武真梨奈、片岡高貴、多田芽生、梶野昌伯

【はじめに】

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日厚生省令第四十号）」の改正により、令和3年6月から、食鳥処理業者についてはHACCPに基づく衛生管理を実施することと、その実施状況について食鳥検査員による検査及び試験を受けることが義務化された。そこで当所は「と畜検査及び食鳥検査員による外部検証の実施について（令和2年5月28日付け生食発0528第1号）」に基づく外部検証実施計画を策定し、管内のA処理場に対する外部検証を実施した。

外部検証の開始から1年が経過し、開始当初と比較するとA処理場の衛生管理計画、手順書、その実施状況及び実施記録の内容についてある程度の改善が見られたので、概要を報告する。また、微生物検査の結果に基づく当該処理場の衛生管理状況の客観的な評価についても併せて報告する。

【方法】

実施計画に基づき、以下のとおりA処理場に対する外部検証を実施した。なお、本県では食鳥検査を指定検査機関に委託しているため、外部検証は月1回の頻度で実施することとした。

実施期間：令和3年6月から令和4年5月

（1）現場検査（作業前点検及び作業中点検）

A処理場の担当者同行のもと、作業前及び作業中点検を実施した。一般衛生管理の実施状況、構造設備や機械器具等の管理状況、作業の実施状況、食鳥とたいの状態等について確認した。

（2）記録検査

衛生管理計画及び手順書が適切に作成・更新されているかを確認した。また、衛生管理計画及び手順書に基づき、作業等の実施記録が適切に記録・保管されているかを確認した。

（3）微生物試験

最終冷却後の食鳥中抜きとたいの首皮を無菌的に採取する切除法（前記通知のとおり）にて、3M™ ペトリフィルム™を用いて、一般生菌数、腸内細菌科菌群数の定量試験を実施した。また、令和4年4月を除く計11回分の結果からA処理場における基準値（平均値+3SD）を求め、「①基準値を超える検体数が増加している②平均値が低減しないまたは増加している」傾向にある場合を不適とし、衛生管理状況进行评估した。

（4）検証実施後の措置

現場検査及び記録検査の結果不適合となる項目があった場合は、指摘文書によりA処理場に対して通知を行った。また、その指摘文書に対する改善措置報告を提出させ、翌月の外部検証時にその実施状況を確認した。

【結果】

（1）現場検査

外部検証開始当初は、作業前点検においては処理場内の不要物の放置、目が届きにくい部

分のクモの巣や汚れの堆積といった、改善に時間を要する不適事項が多かった。しかし現在は前日清掃後の確認不足と思われる汚れの残存等、直ちに改善可能な指摘が主となった。作業中点検における指摘は少なかった。

(2) 記録検査

外部検証開始当初は、衛生管理計画及び手順書と実際の実施状況及び記録の内容が異なる部分が散見されたが、指摘と改善を繰り返し、整合性が向上した。実施記録に関しては、記録様式の不備や記入方法の不統一といった指摘は減少し、記入漏れ等の軽微な指摘が主となった。

(3) 微生物試験

各検体の一般生菌数を表1、腸内細菌科菌群数を表2に示す。また、各月の一般生菌数平均値の推移を図1、腸内細菌科菌群数平均値の推移を図2に示す。

表1 各検体の一般生菌数 (単位: CFU/g)

検体番号	1	2	3	4	5	平均
R3年6月	2335	2130	7300	2200	2070	3207
R3年7月	2405	2110	4850	6250	2705	3664
R3年8月	9750	7100	23500	1705	2230	8857
R3年9月	10100	2175	11450	5850	13500	8615
R3年10月	1785	1240	1165	1080	2210	1496
R3年11月	1090	2230	1670	1885	2280	1831
R3年12月	690	565	1790	1570	1245	1172
R4年1月	2875	2370	2340	2265	2165	2403
R4年2月	2795	350	480	555	600	956
R4年3月	830	1320	745	1305	495	939
R4年5月	7600	555	2285	1490	2270	2840

表2 各検体の腸内細菌科菌群数 (単位: CFU/g)

検体番号	1	2	3	4	5	平均
R3年6月	200	175	645	230	315	313
R3年7月	155	50	170	95	205	135
R3年8月	1215	750	4300	180	185	1326
R3年9月	250	40	155	170	820	287
R3年10月	295	80	55	120	90	128
R3年11月	70	190	185	310	265	204
R3年12月	210	135	925	410	445	425
R4年1月	1025	645	710	705	930	803
R4年2月	1360	130	245	215	265	443
R4年3月	175	410	100	655	120	292
R4年5月	2250	225	610	565	1320	994

図1 各月の一般生菌数平均値の推移

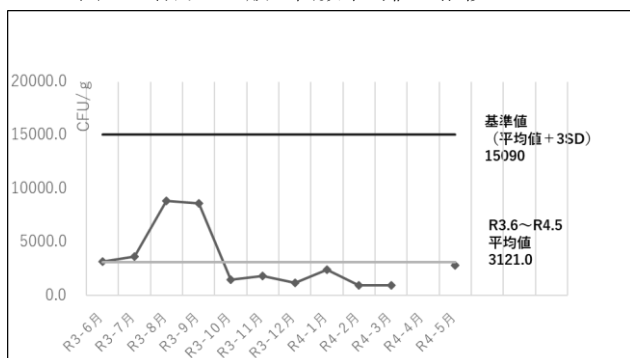
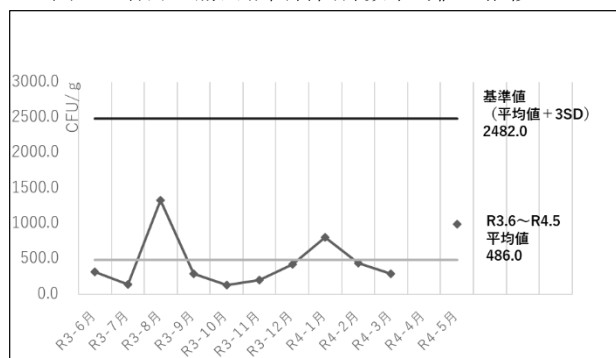


図2 各月の腸内細菌科菌群数平均値の推移



A処理場における一般生菌数の基準値は 15,090CFU/g、腸内細菌科菌群数の基準値は 2,482CFU/g と算出された。令和3年8月の5検体中1検体のみについて一般生菌数及び腸内細菌科菌群数で基準値の超過が認められたが、それ以外の検体では基準値の超過は認められなかった。各月それぞれの平均値については、一般生菌数では令和3年8月及び9月、腸内細菌科菌群数では令和3年8月で高い菌数が確認されたが、基準値の超過は認められなかった。

【考察】

現場検査、記録検査ともに、外部検証の開始当初は、一般衛生管理に対する意識や、衛生管理計画及び手順書に対する認識が不足していることが原因と思われる指摘事項が目立っていた。そのため、指摘のたびに従業員への周知徹底や教育訓練、衛生管理計画や手順書、記録様式の修正等といった基本的な見直しが必要であったが、外部検証を繰り返すうちに事業者の意識や認識が高まるとともに作業や記録の方法が定着し、改善に時間を要する指摘を減らすことができた。HACCPに基づく衛生管理を実施する上で、食鳥処理場は自ら内部検証を行ってPDCAサイクルを回すことが重要であるが、内部検証では気づき難い点について、外部検証により効率的に改善することができたと考える。

微生物試験については、不適となる傾向は認められなかったため、衛生管理状況は良好に維持されていると考える。しかし、現時点では施設の基準値を設定して間もないため微生物試験の結果が具体的な指導には繋がっておらず、今後は現場検査と微生物試験を結び付けた評価や指導方法の検討が必要である。